

川崎市立川崎病院における委託業者等に対する小児流行性疾患の
抗体検査とワクチン接種及びインフルエンザワクチン接種に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第5条第2項及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号ニに基づき、川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）における流行性疾患の院内感染を防止するため、委託業者等に対する麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘（以下「小児流行性疾患」という。）の抗体検査（以下「抗体検査」という。）とワクチン接種及びインフルエンザワクチン接種（以下「予防接種」という。）の実施について所定の事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象となる委託業者等（以下「対象業者」という。）は、川崎市病院事業管理者との間で、川崎病院の業務を受託する契約を締結した者又は川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）第91条に基づき、川崎市病院事業管理者から川崎病院に係る行政財産の使用許可を受けた者とする。

2 抗体検査及び予防接種を受ける者は、対象業者の従業員（以下「従業員」という。）のうち常時川崎病院内で勤務する者とする。

(実施方法)

第3条 川崎病院の病院長（以下「病院長」という。）は、対象業者に対して抗体検査及び予防接種を推奨するものとする。

2 対象業者は、従業員に対し、その勤務形態に応じて抗体検査及び予防接種を推奨するものとする。

3 抗体検査及び予防接種は従業員の任意とする。対象業者は、実施率の高低を理由として、現在又は将来の契約若しくは許可において利益又は不利益となる扱いを受けることはなく、また、従業員に対してこれを強制することはできない。

4 病院長は、抗体検査及び予防接種を受けない者について、小児流行性疾患に感染するおそれがある病棟等への立ち入りを制限することができる。

(費用負担)

第4条 対象業者は抗体検査及び予防接種の実施に係る費用を負担するものとする。

(有害事象の救済)

第5条 予防接種は任意のものであり、有害事象が発生した場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による救済制度の対象となる。

(抗体検査結果の保存)

第6条 抗体検査によって得られた検査結果は、抗体検査を実施した従業員へ直接通知する。また、検査結果は、その写し又は電子データにて川崎病院が保管することとする。

(個人情報保護)

第7条 抗体検査及び予防接種に係る個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に基づき取り扱うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、抗体検査及び予防接種について必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 川崎市立川崎病院における委託業者等に対するインフルエンザワクチンの予防接種に関する要綱（平成20年12月2日20川病庶第960号）は廃止する。